

令和 8 年度前橋市病児・病後児保育施設利用料軽減事業補助金交付要項

令和 8 年 4 月 1 日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所こども施設課（保健センター 2 階） 電話 027-220-5706（直通） 電子メールアドレス hoiku@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>病児・病後児保育施設を利用する児童の保護者に対し、その利用料の一部を補助することにより当該保護者の経済的負担を軽減し、もって子育てと就労の両立を支援します。</p>
内容	<p>補助事業者</p> <p>この補助金の交付対象となる方は、次の全ての要件に該当する保護者です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用時に市内の住所を有していること。 2 令和 7 年度（9 月分からは令和 8 年度）市町村民税非課税世帯であること。 3 児童が交付対象となる病児・病後児保育施設を利用し、かつ、利用料を支払っていること。 4 施設等利用給付認定を受けていないこと（幼児教育・保育の無償化の対象者でないこと。）。 5 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

	<p>交付の対象となる病児病後児保育施設及び対象経費</p>	<table border="1" data-bbox="499 197 1369 566"> <tr> <th data-bbox="499 197 1026 275">対象となる病児病後児保育施設</th> <th data-bbox="1026 197 1369 275">対象経費</th> </tr> <tr> <td data-bbox="499 275 1026 566"> <p>病児・病後児保育事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発第0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業を実施し、本市との事業委託契約を締結している事業者が運営する施設</p> </td> <td data-bbox="1026 275 1369 566"> <p>交付対象である児童が左記施設を令和8年4月から令和9年3月までに利用したときに支払った利用料</p> </td> </tr> </table>	対象となる病児病後児保育施設	対象経費	<p>病児・病後児保育事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発第0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業を実施し、本市との事業委託契約を締結している事業者が運営する施設</p>	<p>交付対象である児童が左記施設を令和8年4月から令和9年3月までに利用したときに支払った利用料</p>		
対象となる病児病後児保育施設	対象経費							
<p>病児・病後児保育事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発第0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業を実施し、本市との事業委託契約を締結している事業者が運営する施設</p>	<p>交付対象である児童が左記施設を令和8年4月から令和9年3月までに利用したときに支払った利用料</p>							
<p>交付金額</p>		<table border="1" data-bbox="499 696 1369 864"> <tr> <th data-bbox="499 696 930 775">施設の利用形態</th> <th data-bbox="930 696 1369 775">交付金額</th> </tr> <tr> <td data-bbox="499 775 930 864"> <p>日単位の利用</p> </td> <td data-bbox="930 775 1369 864"> <p>日額1,000円</p> </td> </tr> </table>	施設の利用形態	交付金額	<p>日単位の利用</p>	<p>日額1,000円</p>		
施設の利用形態	交付金額							
<p>日単位の利用</p>	<p>日額1,000円</p>							
<p>交付申請の 方法、時期等 の 手 続 き 等</p>	<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>次の書類を次により提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金交付申請兼実績報告書兼誓約書（様式第1号） 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 次のア又はイのうち、いずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> ア 施設利用料受領証明書（様式第2号） イ 利用児童、利用施設、利用日及び利用料の確認できるもの (2) 補助金交付請求書（様式第5号） (3) 令和7年1月1日又は令和8年1月1日において、本市に住所が無い場合は、市町村民税が非課税であることがわかる書類 (4) その他必要となる書類 3 申請の時期 <table border="1" data-bbox="499 1503 1369 1783"> <tr> <th data-bbox="499 1503 978 1581">補助対象となる施設利用期間</th> <th data-bbox="978 1503 1369 1581">申請期限</th> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1581 978 1659"> <p>令和8年4月分から8月分まで</p> </td> <td data-bbox="978 1581 1369 1659"> <p>令和8年9月末日まで</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1659 978 1783"> <p>令和8年9月分から令和9年3月分まで</p> </td> <td data-bbox="978 1659 1369 1783"> <p>令和9年3月末日まで</p> </td> </tr> </table> <p>申請期限は上記を原則とし、最終締め切りは令和9年3月31日（31日が土日祝日の場合はその前の営業日）とします。</p> 	補助対象となる施設利用期間	申請期限	<p>令和8年4月分から8月分まで</p>	<p>令和8年9月末日まで</p>	<p>令和8年9月分から令和9年3月分まで</p>	<p>令和9年3月末日まで</p>
補助対象となる施設利用期間	申請期限							
<p>令和8年4月分から8月分まで</p>	<p>令和8年9月末日まで</p>							
<p>令和8年9月分から令和9年3月分まで</p>	<p>令和9年3月末日まで</p>							

	交付決定の 時期等	前項目の補助対象となる施設利用期間内に受付した申請書類等については、審査及び調査を行い、各申請期限の翌月末日までに、交付の可否、金額等を決定し、通知します。
	支払時期	交付決定後、補助金交付請求書の提出があった後30日以内に支払います。
	交付決定の 取消し又は 補助金の返 還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額</p>
様 式	申請書等の 様式	<p>1 補助金交付申請兼実績報告書兼誓約書（様式第1号）</p> <p>2 施設利用料受領証明書（様式第2号）</p> <p>3 交付決定兼確定通知書（様式第3号）</p> <p>4 不交付決定通知書（様式第4号）</p> <p>5 補助金交付請求書（様式第5号）</p>